

### 第3節 再生可能エネルギーと地域の調和を促進する

#### 1 大規模再生可能エネルギー事業

- 環境影響評価制度に基づき、学識経験者や地域住民等から広く意見を聴取するとともに、それらを踏まえた環境保全の見地からの知事の意見を事業者に提出することにより、大規模な再生可能エネルギー事業に係る環境影響の回避、低減を図ります。

#### 2 中小規模再生可能エネルギー事業

- 野立て太陽光発電設備など地域住民とトラブルになっている事業も散見されることから、長野県における太陽光発電の推進モデルを明確にするとともに、「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」により市町村の適切な対応を支援する等、地域と調和した太陽光発電事業を促進します。

#### 3 ソーラーシェアリング

- ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）については、景観や農地の集積・集約化の取組を含めた地域住民等との調和のあり方や、実際の導入事例における営農状況・採算性を踏まえた荒廃農地等での活用について検討を行います。

#### 4 使用済太陽光発電設備の適正処理の確保

- 使用済太陽光発電設備の適正処理を確保するため、関係団体と連携し、廃棄物処理業者等に対して、使用済太陽光発電設備の適正処理に係る積立金制度・処理技術に関する情報共有を図るとともに、技術的支援を行います。

#### 追加部分

#### 5 地域と調和した地域脱炭素化促進事業の促進

- 地域と調和した事業の拡大に向けて、本県にふさわしい再エネ施設の姿を明示するため、地球温暖化対策推進法第21条第6項の規定による都道府県が定める基準を別冊**5『地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）の設定に関する基準』**のとおりとしました。
- 市町村による促進区域制度の効果的な活用に向け、国・県・市町村で連携し、課題や好事例の共有を行います。また、産官学民協働ネットワークである自然エネルギー信州ネットと連携し、区域設定や事業化に係る専門人材の確保、市町村支援を行います。

【令和4年5月 追加】